

元興次郎ト云ト號タ、其形ニ似タルヲ以テ、豆藏合羽ト云、紙ニテ製之、兩邊ニ細キ割竹ヲツケ、其ニテ能立テ倒レズ、袖合羽此形ニ似タルノ名アリ、又一串ヲ以テ足トス、是ヲ指頭ニ置クニ、兩方ノ豆ノ鎮漆或ハ辨柄スリ黒等也、又單アリ、裕アリ、武家及び同奴僕等ハ必ズ袖合羽ヲ用フ、特ニ奴僕ニハ專ラ赤色ニ黄ヲ以テ記號ヲ描ケリ、○中略

又江戸劇場ノ戸邊ニ至ミテ、行人ニ觀ヲ勧ム者、晴雨トモニ半合羽ヲ専用ス、故ニ彼徒ヲカツバト異名ス、○下略

〔塵塚談上〕婦女の雨衣の事、寛延寶曆のころ迄は、御家人の妻女下女等は、浴衣を雨よけに著たり、太なる紋を五つ六つも附たるものあり、伊達摸様を染しも有けり、近歳は下賤の女も、浴衣などは著るものなし、みな木綿の合羽を著る事になりぬ、又男子も近年は夏合羽とて、葛布、芭蕉布の類をもつてつくる、富饒の人は琥珀、吳路服連等にてこしらへ著る、此夏合羽も、寛政比はなかりしこと也、吾大人寶曆十三年癸未六月十三日、六十三歳にて没し給ふに、夏合羽、夏火事羽織の設けなし、是にて二品の久しからざるを知べし、婦女は夏合羽はいまだ著ざれども、遠からず著る事になるべしにぞ、

〔一話一言十七〕衣食住の奢

又同じ比(寶曆)の末までは、なべての衣食住ともに、今の時にくらぶれば、質素にして奢りたる事なし、○中略、女の雨合羽なし、大きな紋染たる木綿の浴衣なり、紋は肩と膝にありて、素襖の如し、多くは萬の紋なり、

〔視聽草十集六〕世のすがた

夏の合羽は、むかしより芭蕉布、麻平の類を用ひしが、近頃川越平にて作りしを多く用ゆ、又女の合羽、近頃鐵物なし、半襟をかけて用ゆ、